

議案第 5 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式」を「に別記様式」に、「に署名」を「を提出」に改め、同条第 2 項を削る。

別記様式を次のように改める。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓の際に、任命権者等の前で宣誓書に署名をする規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。